

市内有料老人ホーム 管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

標題のとおり「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下、「有料指針」という。）を一部改正しますので通知します。当該通知は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）にも送付しております。

なお、改正内容の詳細は以下に譲りますが、今回の改正はサ高住の登録を廃止して有料老人ホームとして運営（届出）する場合にのみ影響を受けるものです。サ高住として登録したことがなければ全く影響を受けません。

1 主な改正内容及び理由

過去にサ高住として登録されていた有料老人ホームに対する有料指針の取扱い

本市における有料老人ホームに該当するサ高住については、有料指針 5「規模及び構造設備」が適用除外となっている一方で、「名古屋市サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針」（以下、「サ高住設計指針」という。）に適合している必要がある。サ高住の登録を廃止し又は以前にサ高住として使用されていた物件を用いるなどして有料老人ホームを運営（届出）する場合、この適用除外がなくなり、有料指針 5 に適合しなければならぬ。

しかしながら、サ高住設計指針と有料指針は基準に違いがあるため、極めて一部の施設において「サ高住設計指針は満たしているにもかかわらず有料指針は不適合」という現象が見られることがある。このような不公平性を解消するために有料指針を一部改正することとした。

2 本通知の施行日

令和 7 年 5 月 1 日から施行します。

3 その他

改正後の有料指針については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

【施設指定担当】

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

メー ル a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp